

一般国道 28 号（本州四国連絡道路（神戸・鳴
門ルート））等に関する協定

一般国道２８号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「一般国道２８号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第１４条第４項の次に次の１項を加える。

５ 機構は、前項の助成金を機構と協定を締結している他の高速道路会社にも交付することができるものとする。

別紙 1－2、別紙 1－4 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号
(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	坂出北インターチェンジ

(4) 工事予算

4, 845 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 20 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 528 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道317号
(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県今治市	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県今治市	立体接続	今治インターチェンジ

(4)工事予算

186 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

212 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 203 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1, 135百万円
H 1 9	4, 509百万円
H 2 0	4, 337百万円
H 2 1	5, 665百万円
H 2 2	5, 438百万円
H 2 3	4, 197百万円
H 2 4	3, 663百万円
H 2 5	8, 767百万円
H 2 6	11, 343百万円
H 2 7	12, 181百万円
H 2 8	6, 958百万円
H 2 9	8, 621百万円
H 3 0	9, 152百万円
R 1	7, 016百万円
R 2	11, 768百万円
R 3	7, 725百万円
R 4	23, 373百万円
R 5	17, 228百万円
R 6	7, 722百万円
R 7	16, 396百万円
R 8	72, 921百万円
R 9	13, 839百万円
R 1 0	8, 099百万円
R 1 1	7, 484百万円
R 1 2	7, 333百万円
R 1 3	6, 997百万円
R 1 4	7, 056百万円
R 1 5	6, 994百万円
R 1 6	6, 862百万円
R 1 7	6, 785百万円
R 1 8	6, 608百万円
R 1 9	6, 439百万円
R 2 0	6, 610百万円
R 2 1	6, 459百万円
R 2 2	6, 862百万円
R 2 3	6, 829百万円
R 2 4	6, 772百万円
R 2 5	6, 399百万円
R 2 6	6, 660百万円
R 2 7	6, 285百万円
R 2 8	6, 381百万円
R 2 9	6, 597百万円
R 3 0	6, 847百万円
R 3 1	6, 561百万円
R 3 2	6, 658百万円
R 3 3	7, 260百万円
R 3 4	7, 521百万円
R 3 5	7, 724百万円
R 3 6	7, 472百万円
R 3 7	7, 659百万円
R 3 8	7, 551百万円
R 3 9	7, 428百万円
R 4 0	7, 253百万円
R 4 1	7, 509百万円
R 4 2	7, 433百万円
R 4 3	7, 355百万円
R 4 4	7, 785百万円
R 4 5	8, 006百万円
R 4 6	8, 006百万円
R 4 7	8, 006百万円
R 4 8	8, 006百万円
R 4 9	8, 006百万円
R 5 0	8, 006百万円
R 5 1	8, 006百万円
R 5 2	8, 006百万円
R 5 3	7, 798百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	15,336百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6百万円
H 3 0	12百万円
R 1	25百万円
R 2	8百万円
R 3	302百万円
R 4	362百万円
R 5	503百万円
R 6	692百万円
R 7	317百万円
R 8	0百万円
R 9	0百万円
R 1 0	0百万円
R 1 1	0百万円
R 1 2	0百万円
R 1 3	0百万円
R 1 4	0百万円
R 1 5	0百万円
R 1 6	0百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成29年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(58,545百万円) 60,704百万円	(2,489百万円) 2,597百万円	(47,289百万円) 49,340百万円	(4,629百万円) 4,830百万円	(42,660百万円) 44,510百万円
H 1 9	(57,759百万円) 60,308百万円	(2,450百万円) 2,577百万円	(46,542百万円) 48,964百万円	(4,556百万円) 4,793百万円	(41,986百万円) 44,171百万円
H 2 0	(54,980百万円) 56,415百万円	(2,311百万円) 2,382百万円	(43,902百万円) 45,266百万円	(4,298百万円) 4,431百万円	(39,604百万円) 40,835百万円
H 2 1	(37,795百万円) 37,631百万円	(1,451百万円) 1,443百万円	(27,577百万円) 27,421百万円	(2,700百万円) 2,685百万円	(24,877百万円) 24,736百万円
H 2 2	(37,196百万円) 38,520百万円	(1,421百万円) 1,473百万円	(27,008百万円) 27,978百万円	(2,644百万円) 2,739百万円	(24,364百万円) 25,239百万円
H 2 3	(37,523百万円) 45,129百万円	(1,572百万円) 1,990百万円	(27,087百万円) 34,275百万円	(2,093百万円) 2,649百万円	(24,994百万円) 31,626百万円
H 2 4	(40,644百万円) 48,011百万円	(1,777百万円) 2,181百万円	(30,655百万円) 37,618百万円	(2,367百万円) 2,904百万円	(28,288百万円) 34,714百万円
H 2 5	(39,461百万円) 48,943百万円	(1,712百万円) 2,232百万円	(29,537百万円) 38,499百万円	(2,280百万円) 2,972百万円	(27,257百万円) 35,527百万円
H 2 6	(46,375百万円) 47,677百万円	(2,073百万円) 2,144百万円	(35,812百万円) 37,043百万円	(2,762百万円) 2,857百万円	(33,050百万円) 34,186百万円
H 2 7	(44,210百万円) 49,086百万円	(1,954百万円) 2,218百万円	(33,734百万円) 38,346百万円	(2,594百万円) 2,946百万円	(31,140百万円) 35,400百万円
H 2 8	(44,264百万円) 48,948百万円	(1,957百万円) 2,209百万円	(33,841百万円) 38,219百万円	(2,600百万円) 2,934百万円	(31,241百万円) 35,285百万円
H 2 9	(43,834百万円) 49,927百万円	(1,917百万円) 2,254百万円	(33,171百万円) 38,927百万円	(2,546百万円) 2,988百万円	(30,625百万円) 35,939百万円
H 3 0	(45,753百万円) 50,104百万円	(2,025百万円) 2,263百万円	(34,967百万円) 39,161百万円	(2,684百万円) 3,000百万円	(32,283百万円) 36,161百万円
R 1	(45,167百万円) 51,606百万円	(1,993百万円) 2,330百万円	(34,494百万円) 40,375百万円	(2,643百万円) 3,087百万円	(31,851百万円) 37,288百万円
R 2	(45,485百万円) 38,939百万円	(1,994百万円) 1,630百万円	(34,550百万円) 28,303百万円	(2,642百万円) 2,163百万円	(31,908百万円) 26,140百万円
R 3	(37,685百万円) 41,395百万円	(1,565百万円) 1,766百万円	(27,114百万円) 30,680百万円	(2,073百万円) 2,345百万円	(25,041百万円) 28,335百万円
R 4	(32,904百万円) 48,392百万円	(1,325百万円) 2,163百万円	(23,011百万円) 37,577百万円	(1,759百万円) 2,872百万円	(21,252百万円) 34,705百万円
R 5	(29,488百万円) 50,651百万円	(1,160百万円) 2,177百万円	(20,147百万円) 38,290百万円	(1,540百万円) 2,907百万円	(18,607百万円) 35,383百万円
R 6	(45,751百万円) 51,675百万円	(1,977百万円) 2,284百万円	(34,775百万円) 40,224百万円	(2,640百万円) 3,059百万円	(32,135百万円) 37,165百万円
R 7	(51,720百万円) 54,054百万円	(2,288百万円) 2,401百万円	(40,299百万円) 42,289百万円	(3,064百万円) 3,216百万円	(37,235百万円) 39,073百万円
R 8	53,137百万円	2,352百万円	41,421百万円	3,150百万円	38,271百万円
R 9	52,620百万円	2,324百万円	40,932百万円	3,112百万円	37,820百万円
R 1 0	53,673百万円	2,380百万円	41,929百万円	3,188百万円	38,741百万円
R 1 1	52,259百万円	2,304百万円	40,591百万円	3,086百万円	37,505百万円
R 1 2	50,843百万円	2,228百万円	39,251百万円	2,985百万円	36,266百万円
R 1 3	49,443百万円	2,153百万円	37,926百万円	2,884百万円	35,042百万円
R 1 4	49,248百万円	2,143百万円	37,741百万円	2,870百万円	34,871百万円
R 1 5	49,035百万円	2,131百万円	37,540百万円	2,854百万円	34,686百万円
R 1 6	50,877百万円	2,230百万円	39,283百万円	2,987百万円	36,296百万円
R 1 7	50,570百万円	2,214百万円	38,992百万円	2,965百万円	36,027百万円
R 1 8	50,075百万円	2,187百万円	38,524百万円	2,929百万円	35,595百万円
R 1 9	49,435百万円	2,153百万円	37,918百万円	2,883百万円	35,035百万円
R 2 0	48,750百万円	2,116百万円	37,270百万円	2,834百万円	34,436百万円
R 2 1	48,493百万円	2,102百万円	37,027百万円	2,815百万円	34,212百万円
R 2 2	47,592百万円	2,054百万円	36,174百万円	2,751百万円	33,423百万円
R 2 3	47,134百万円	2,029百万円	35,741百万円	2,718百万円	33,023百万円
R 2 4	46,749百万円	2,008百万円	35,377百万円	2,690百万円	32,687百万円
R 2 5	46,553百万円	1,998百万円	35,191百万円	2,676百万円	32,515百万円
R 2 6	45,914百万円	1,964百万円	34,586百万円	2,630百万円	31,956百万円
R 2 7	45,404百万円	1,936百万円	34,104百万円	2,593百万円	31,511百万円
R 2 8	45,060百万円	1,918百万円	33,778百万円	2,568百万円	31,210百万円
R 2 9	44,807百万円	1,904百万円	33,539百万円	2,550百万円	30,989百万円
R 3 0	44,285百万円	1,876百万円	33,045百万円	2,513百万円	30,532百万円
R 3 1	43,505百万円	1,834百万円	32,307百万円	2,457百万円	29,850百万円
R 3 2	43,172百万円	1,816百万円	31,992百万円	2,433百万円	29,559百万円
R 3 3	42,895百万円	1,801百万円	31,730百万円	2,413百万円	29,317百万円
R 3 4	42,081百万円	1,758百万円	30,959百万円	2,354百万円	28,605百万円
R 3 5	41,410百万円	1,722百万円	30,324百万円	2,306百万円	28,018百万円
R 3 6	40,768百万円	1,687百万円	29,717百万円	2,260百万円	27,457百万円
R 3 7	40,253百万円	1,659百万円	29,230百万円	2,223百万円	27,007百万円
R 3 8	39,462百万円	1,617百万円	28,481百万円	2,166百万円	26,315百万円
R 3 9	38,808百万円	1,582百万円	27,862百万円	2,119百万円	25,743百万円
R 4 0	38,183百万円	1,548百万円	27,271百万円	2,074百万円	25,197百万円
R 4 1	37,715百万円	1,523百万円	26,828百万円	2,040百万円	24,788百万円
R 4 2	37,055百万円	1,488百万円	26,203百万円	1,992百万円	24,211百万円
R 4 3	36,596百万円	1,463百万円	25,769百万円	1,959百万円	23,810百万円
R 4 4	36,126百万円	1,438百万円	25,324百万円	1,926百万円	23,398百万円
R 4 5	35,790百万円	1,420百万円	25,006百万円	1,901百万円	23,105百万円
R 4 6	35,212百万円	1,389百万円	24,459百万円	1,860百万円	22,599百万円
R 4 7	34,777百万円	1,365百万円	24,048百万円	1,829百万円	22,219百万円
R 4 8	34,342百万円	1,342百万円	23,636百万円	1,797百万円	21,839百万円
R 4 9	34,046百万円	1,326百万円	23,356百万円	1,776百万円	21,580百万円
R 5 0	33,471百万円	1,295百万円	22,812百万円	1,735百万円	21,077百万円
R 5 1	33,036百万円	1,272百万円	22,400百万円	1,703百万円	20,697百万円
R 5 2	32,601百万円	1,248百万円	21,989百万円	1,672百万円	20,317百万円
R 5 3	24,225百万円	811百万円	14,293百万円	1,087百万円	13,206百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和7年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(75,422百万円) 78,335百万円
H 1 9	(75,021百万円) 78,320百万円
H 2 0	(72,084百万円) 74,240百万円
H 2 1	(54,982百万円) 54,268百万円
H 2 2	(54,506百万円) 56,375百万円
H 2 3	(53,810百万円) 61,954百万円
H 2 4	(56,893百万円) 64,828百万円
H 2 5	(55,949百万円) 65,990百万円
H 2 6	(62,880百万円) 64,811百万円
H 2 7	(61,476百万円) 66,967百万円
H 2 8	(62,345百万円) 67,652百万円
H 2 9	(61,974百万円) 68,686百万円
H 3 0	(64,069百万円) 69,060百万円
R 1	(63,889百万円) 70,967百万円
R 2	(64,498百万円) 57,307百万円
R 3	(57,536百万円) 61,822百万円
R 4	(53,541百万円) 69,564百万円
R 5	(51,091百万円) 72,765百万円
R 6	(67,391百万円) 73,989百万円
R 7	(73,093百万円) 76,158百万円
R 8	74,759百万円
R 9	73,268百万円
R 1 0	71,776百万円
R 1 1	70,285百万円
R 1 2	68,794百万円
R 1 3	67,303百万円
R 1 4	66,888百万円
R 1 5	66,591百万円
R 1 6	68,542百万円
R 1 7	68,134百万円
R 1 8	67,342百万円
R 1 9	66,715百万円
R 2 0	66,147百万円
R 2 1	65,726百万円
R 2 2	64,988百万円
R 2 3	64,398百万円
R 2 4	63,849百万円
R 2 5	63,451百万円
R 2 6	62,687百万円
R 2 7	62,168百万円
R 2 8	61,596百万円
R 2 9	61,243百万円
R 3 0	60,515百万円
R 3 1	60,013百万円
R 3 2	59,461百万円
R 3 3	59,119百万円
R 3 4	58,455百万円
R 3 5	57,931百万円
R 3 6	57,436百万円
R 3 7	57,067百万円
R 3 8	56,425百万円
R 3 9	55,918百万円
R 4 0	55,441百万円
R 4 1	55,130百万円
R 4 2	54,473百万円
R 4 3	54,020百万円
R 4 4	53,550百万円
R 4 5	53,213百万円
R 4 6	52,627百万円
R 4 7	52,185百万円
R 4 8	51,743百万円
R 4 9	51,443百万円
R 5 0	50,860百万円
R 5 1	50,419百万円
R 5 2	49,978百万円
R 5 3	48,388百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和7年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

2(3)を次のとおり改める。

(3)通行止めに伴う料金調整

イ 令和8年3月19日まで

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。ただし、平成26年4月1日から令和16年3月31日までの間におけるETC車等については、以下の額を一律150円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

(注)本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1に定めるものをいう。

ロ 令和8年3月20日から

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

(注)本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1に定めるものをいう。

ただし、令和8年3月20日から令和16年3月31日までの間におけるETC車等については、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式によ

り算出する額に料金調整する(料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。)

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(注)上記の算式において、AB、AD、BD、CDはそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB : AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

AD : AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1)及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

2(4)ルを次のとおり改める。

ル 割引相互間の適用関係

(イ)障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ロ)休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口・多頻度割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	休日割引、平日朝夕割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、マイレージ割引

(ハ)障害者割引を受けることができる自動車が休日割引を受けようとする場合、割引適用後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

**特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る
債務引受限度額**

1. 先行特定更新等工事の内容

(1)機構法第 13 条第 1 項第 3 号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

(2)工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり
・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメートル	9,416 百万円	31,796 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメートル	14,311 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	5,507 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2, 475百万円
R 2	1, 655百万円
R 3	2, 452百万円
R 4	40百万円
R 5	1, 589百万円
R 6	1, 933百万円
R 7	2, 488百万円
R 8	11, 025百万円
R 9	3, 375百万円
R 1 0	2, 109百万円
R 1 1	1, 810百万円

(注1) 平成27年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 後 藤 政 郎